

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【東御市】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建設課 住宅係	0268-64-5882	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	保育課 保育係	0268-64-5903	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)		○	税務課 資産税係	0268-64-5877	同居家族のみ委任状の省略ができます。
保育所・学童保育所への送迎		○	保育課 保育係 教育課 学校施設係	0268-64-5903 0268-64-5906	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課 住民税係	0268-64-5877	
要介護認定の代理申請		○	福祉課 高齢者係	0268-75-5090	
生活保護制度の申請		○	福祉課 福祉援護係	0268-64-8884	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
DV相談窓口の利用		○	福祉課 福祉援護係	0268-64-8884	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等	○		総務課 総務係	0268-64-5876	